

京都市告示第 7 1 3 号

旧三井家下鴨別邸の指定管理者である旧三井家下鴨別邸運営コンソーシアム代表団体 公益社団法人京都市観光協会から、京都市無鄰菴等条例第 4 条ただし書の規定に基づき、旧三井家下鴨別邸の臨時開館及び臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 5 年 3 月 2 2 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日

令和 5 年 5 月 6 日（土）午前 9 時～午後 5 時

2 臨時に閉館する日

令和 5 年 5 月 8 日（月）午前 9 時～午後 5 時

3 開館及び閉館の理由

令和 5 年 5 月 6 日（土）が祝日に連なる土曜日であるという機会をとらえ、できるだけ多くの人に施設を見学してもらうため、臨時開館とする。

また、臨時開館に係る代休日として、令和 5 年 5 月 8 日（月）を臨時閉館とする。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）